

[事案 2019-20] 新契約無効請求

・令和元年 11 月 8 日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 2019-21] の申立人の子である。

<事案の概要>

契約内容の説明がなかったことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

親権者の同意の下で平成 29 年 1 月に契約した米ドル建終身保険について、以下の理由により、契約を無効としてほしい。

- (1) 募集人は、親に対し、契約内容や約款について説明しなかったため、親は、一時的に保険料の支払いを停止でき、解約返戻金が既払込保険料を下回ることはないと考えていた。
- (2) 募集人は、契約者である自分に対しても、契約内容や約款について説明しなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人親に対し、申込日を含めて 3 度、パンフレットや設計書等に基づいて説明を行っており、同資料には、保険料払込期間中の解約返戻金の水準が低く設定されることや、保険料の払込みが困難となった場合には払済保険に変更することが可能であることの記載がある。
- (2) 本契約の申込日に、申立人親および同席した申立人と面談し、契約内容を説明している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人、申立人親および募集人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人親が契約内容を誤解していたとは認められず、募集人は申立人親および申立人に対し適切な説明をしていたと認められ、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。